

水産流通適正化制度について

令和4年7月

水産庁

目次

1	施行スケジュール	1
2	制度制定の背景及び目的等	2
3	制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)	9
4	制度の詳細(特定第一種水産動植物等関係)	12
	Ⅰ 漁業者及び漁協編	13
	Ⅱ 加工事業者、流通事業者編	23
	Ⅲ 輸出事業者編	30
	Ⅳ 小売事業者、飲食店、宿泊事業者等編	34
5	制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)	37
6	制度の詳細 (特定第二種水産動植物等関係:輸入経路別)	43
7	電子化等に向けた取組について	54
8	参考 罰則について	57

1 実行スケジュール

水産流通適正化制度の施行スケジュール

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案(水産流通適正化法案)提出
(第203回臨時国会)

衆議院本会議 全会一致で可決
令和2年11月20日

参議院本会議 全会一致で可決
令和2年12月4日

法律公布(令和2年12月11日)

全国説明会(法律の説明)

水産流通適正化制度検討会議
(令和3年5月～8月)

・対象魚種や漁獲番号の附番のルール等の制度詳細について、関係者の意見を聴きながら検討。

政令公布
(令和4年1月)

都道府県、漁業関係団体、取扱事業者等
向け説明会(全国ブロック説明会)

・制度の詳細の周知(省令案、Q&A等)
・リーフレットなどの啓発資料の配布

省令公布
(令和4年4月)

特定第一種水産動植物等(アワビ、ナマコ)
の採捕事業者及び取扱事業者
事前届出開始(令和4年6月～※)

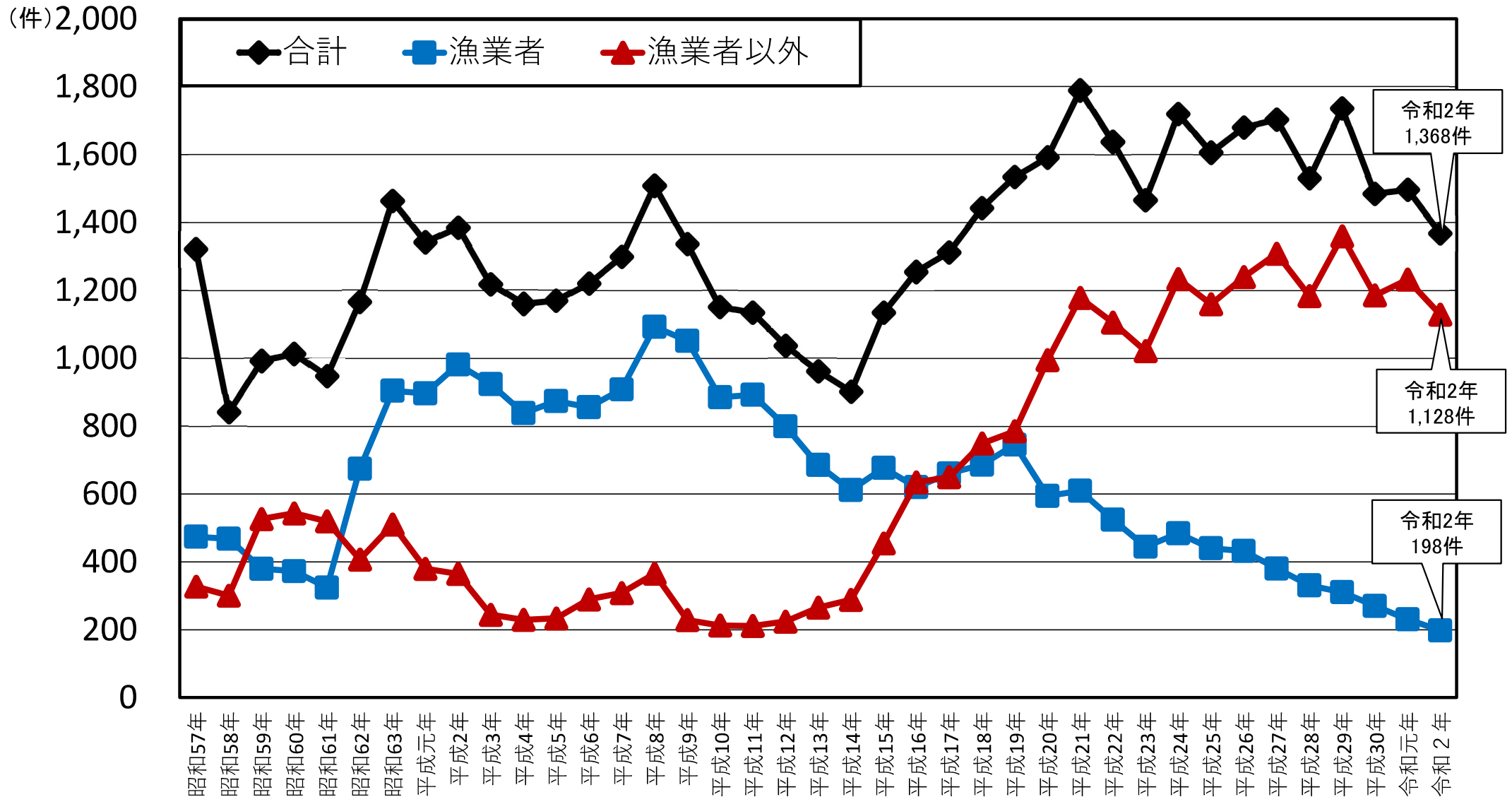
【※法施行までの半年間で届出を行って下さい】

法律施行
令和4年12月

2 制度制定の背景及び目的等

漁業関係法令に関する検挙件数の推移

○ 漁業者による密漁が減少したが非漁業者による密漁が増加しているため、密漁件数全体では増加傾向。



資料：都道府県調べ（平成30年1月～12月において、都道府県、海上保安庁、警察による検挙の件数である。）

非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移

- 近年、複数人による潜水器を用いた夜間操業や探照灯の照射など、違法漁獲が悪質・巧妙化。
- 非漁業者の検挙件数が近年増加する一方で、なまこ・あわびの漁獲量が大幅に減少。

○ 悪質・巧妙化する密漁

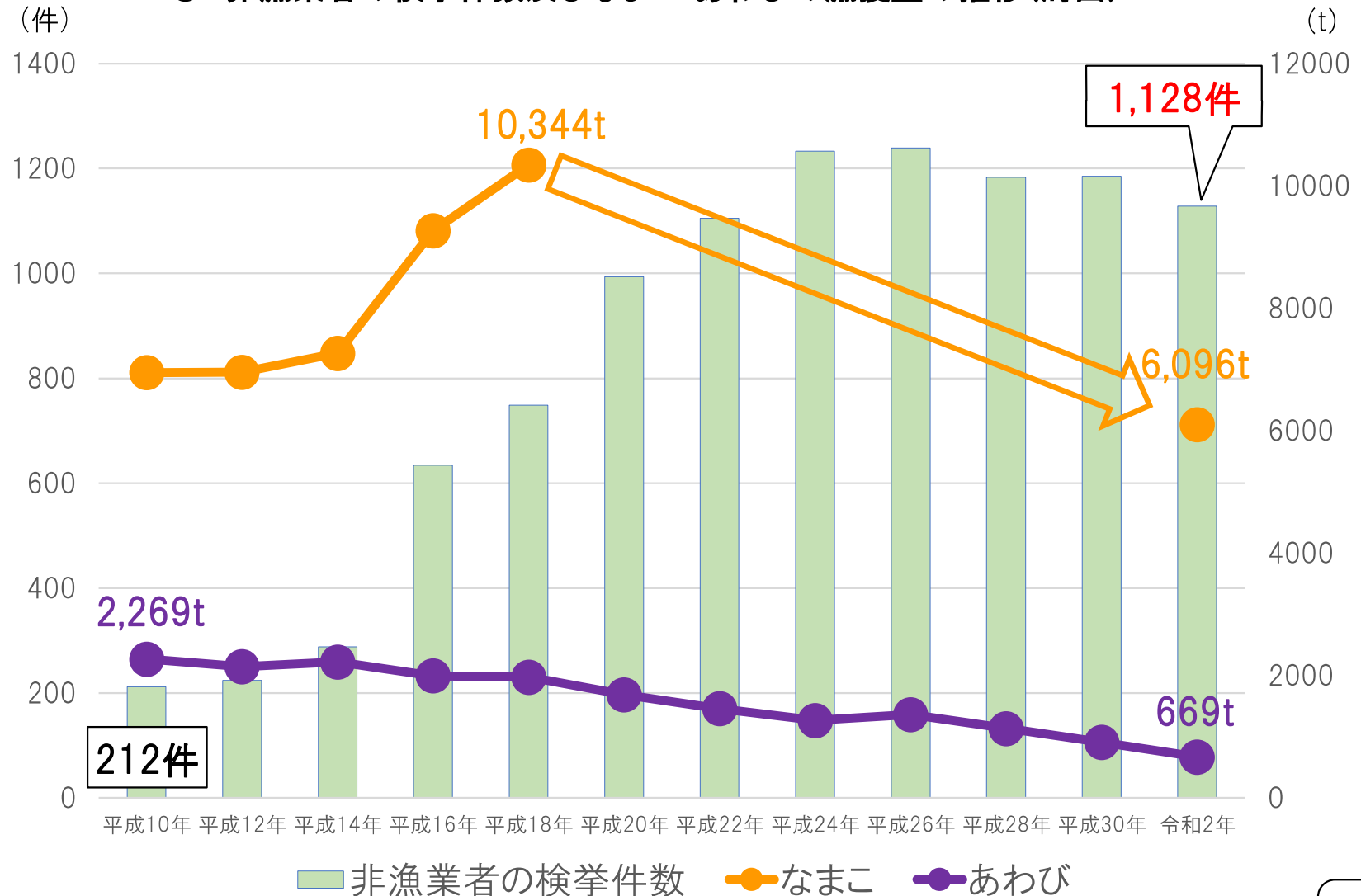


無灯で密漁(○は密漁者)
写真:山口県



探照灯の照射で取締船の
取締活動を妨害
写真:山口県

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移(海面)



※ ナマコについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

改正漁業法での罰則の強化

- 平成30年の漁業法改正(令和2年12月1日施行)において、大幅に罰則を強化。
- 特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪(罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)を新設。
- 無許可操業等の罪、漁業権侵害の罪などの罰則を引上げ、全体として罰則を強化。

特定水産動植物の採捕禁止違反の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 許可、漁業権等に基づかずに**特定水産動植物**を採捕

アワビ、ナマコ、シラスウナギ
を特定水産動植物に指定

密漁品流通の罪を新設

【罰 則】 3年以下の懲役 又は 3,000万円以下の罰金

【対象行為】 密漁した特定水産動植物又はその製品を、情を知って運搬、保管、取得、処分の媒介・あっせん

無許可操業等の罪について罰則を引上げ

許可を受けずに許可対象となる漁業(例:潜水器漁業、底びき網漁業等)を営んだ者に対して適用されます。

【改正前】 3年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金

【改正後】 3年以下の懲役 又は 300万円以下の罰金

漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

漁業権の対象となる水産動植物(例:サザエ、イセエビ等)を権限なく採捕した者に対して適用されます。

【改正前】 20万円以下の罰金

【改正後】 100万円以下の罰金

国際社会でのIUU漁業撲滅に向けた流れ

(※ IUU: Illegal fishing(違法漁業)、Unreported fishing(無報告漁業)、Unregulated fishing(無規制漁業))

- FAO(国連食糧農業機関)は、2001年にIUU漁業対策の考え方を取りまとめた「国際行動計画」を発表。
- 我が国は、「国際行動計画」上の取組について、全て実施済み。
- FAOは、2017年に「漁獲証明制度のための自主的ガイドライン」を策定。

また、昨今の国際的な動向として、
下記のようなIUU漁業撲滅に向けた目標設定が行われている。

SDGs (持続可能な開発目標) (2015年9月)

14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20 大阪首脳宣言 (2019年6月28日・29日)

環境

40. 違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

G7 気候・環境大臣会合コミュニケ (2021年5月20日・21日)

65. IUU漁業が依然として健全な海洋に対する最も深刻な脅威の一つであり、魚類資源の枯渇、競争の歪曲、海洋生息環境の破壊を引き起こし、より良い海洋ガバナンスと効果的かつ持続的な漁業管理を推進する国際的な努力を脅かしていることを認識する。我々は、途上国への支援などを通じ、IUU漁業を抑止するための国際的な協調行動の重要性を認識する。

66. トレーサビリティを向上させるための漁獲証明制度(CDS)などの強力な措置を効果的に実施・施行することにより、IUU漁業を終わらせることにコミットする。

国内流通に係る課題

- 水産物については、一度流通すると、適法に漁獲されたものと違法に漁獲されたものとの判別が困難。
- 流通過程での違法漁獲物の混入を放置すれば、更なる違法漁業が助長されるとともに、水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼし、適正な漁業者等の経営が圧迫される。

輸入に係る課題

- 国際社会においてIUU漁業撲滅の実行が求められており、世界有数の水産物輸入大国である我が国においても、既に対策を講じているEUや米国同様、適正な輸入を担保する措置を講じる必要がある。



国内流通の混入防止

- 適法な漁獲物であることを識別できるようにすることが必要。
- 万が一違法漁獲物が流通していることが確認された場合には、流通を追跡できるようにすることが必要。
- 輸出が違法漁獲物流通の抜け道とならぬよう、違法漁獲物の国外流出を防ぐ措置を講じることが必要。

IUU漁獲物の流入防止

- IUU漁業対策に寄与するため、IUU漁業に起因する漁獲物の国内流入を防ぐ措置を講じることが必要。

水産流通適正化制度の目的、期待される効果

【目的】

漁獲段階での規制のみでは十分でなく、加工、流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みの構築が必要であることから、国内において違法に採捕された水産動植物（違法漁獲物）の流通の適正化を図ることに加え、海外において違法に採捕された水産動植物の輸入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的利用に寄与し、漁業、加工流通業及びその関連産業の健全な発展に資すること。

【効果】

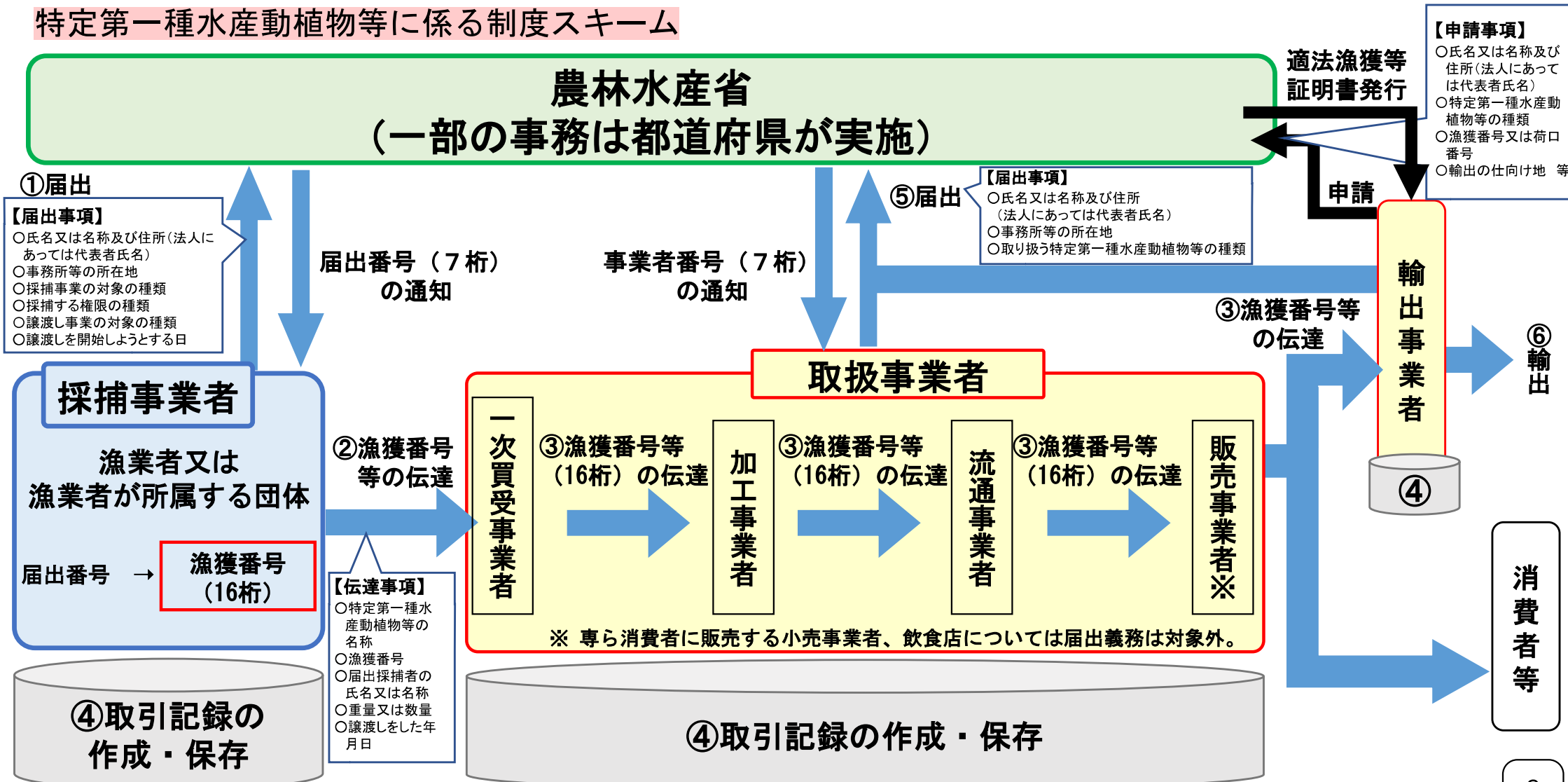
- 違法漁獲物を国内流通から排除することができ、改正漁業法の罰則強化と相まり、密漁等の非漁業者による法令違反件数が減少し、持続的な水産資源の利用が可能。
- 違法漁獲物の国内市場への流入を防ぎ、信頼できる水産物のみが取り扱われ、流通することとなるため、流通事業者、加工事業者等の取り扱う水産物の信頼性の向上、取引の円滑化に寄与。
- 海外からの違法漁獲物の流入を防止することにより、違法漁獲物の国内市場流通への悪影響が排除され、適正な国内市場環境の実現。

3 制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)

制度の概要(特定第一種水産動植物等関係)

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、
- ①漁業者等による行政機関への届出、
 - ②採捕事業者による漁獲番号等の伝達、
 - ③取扱事業者間における情報の伝達、
 - ④取引記録の作成・保存、
 - ⑤取扱事業者の届出、
 - ⑥輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。

特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



注: 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

	対象者	義務	
特定第一種水産動植物等取扱事業者	漁業者又は漁協	採捕事業者の届出 (施行日6か月前から開始)	【譲渡す時】 ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者	取扱事業者の届出 (施行日6か月前からの開始)	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【輸出する時】 ○適法漁獲等証明書の申請・添付
	輸入事業者 養殖事業者		【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者 等	取扱事業者の届出 (施行日6か月前からの開始) <u>※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要</u>	【譲受ける（引受ける）時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す（引渡す）時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 ※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない

【参考】届出は農林水産省共通申請サービス(eMAFF)で実施

水産流通適正化制度では、採捕事業者及び取扱事業者の届出が義務付けられますが、原則、農林水産省共通申請サービス(eMAFF※)での届出を行って下さい。

※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

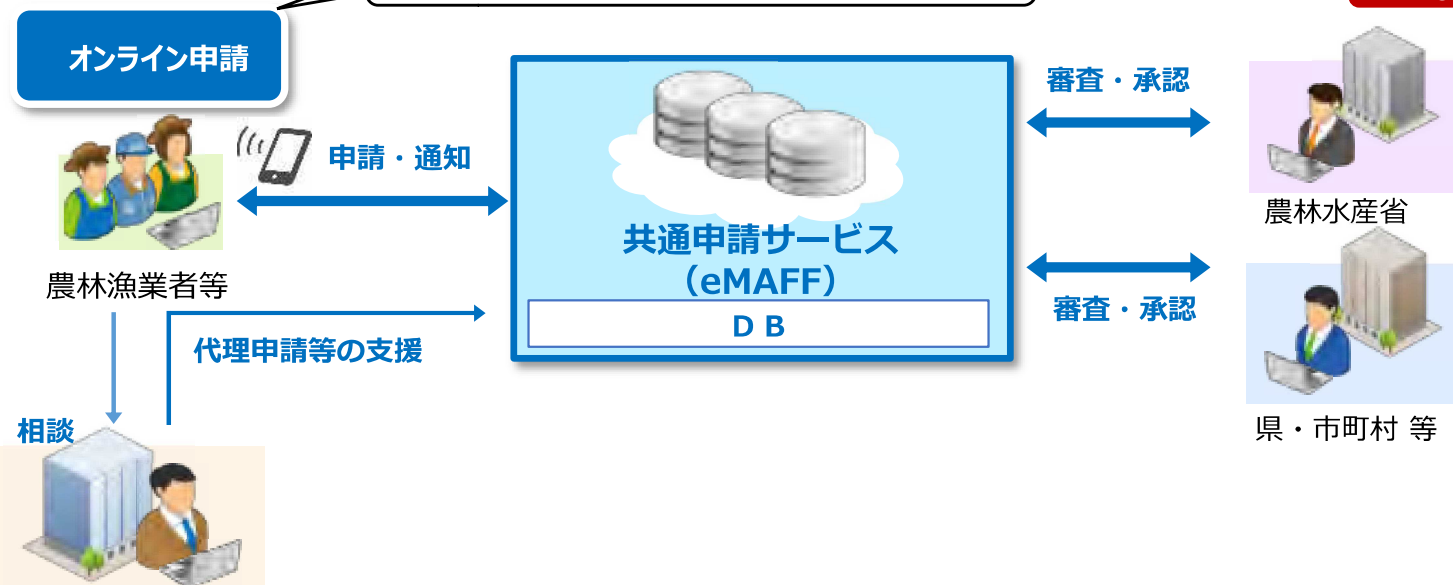
※eMAFFとは

農林水産省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス。

農林水産省共通申請サービス(eMAFF)の仕組み

- 農林水産省所管の法令に基づく手続や補助金・交付金の手続(地方自治体の事務も含む) **3000超を対象**。
- 国に対する手続だけでなく、**地方公共団体で完結する手続も含めた共同基盤**として開発。
- 端末操作に不慣れな高齢農業者等に配慮し、支援機関による**代理申請の機能**も装備。

法人共通認証基盤 (gBizID) によるログイン



Point 自社等のPC等からいつでも申請可能

申請者が自身のスマホ、PC等からオンライン申請できる**ワンストップ**はもちろん、ひとつのID/PWで、様々なサービスにログインできる、**シングルサインオン(SSO)**を実現。

申請から審査、承認、通知まで全てオンラインでできる**デジタルファースト**、紙から電子に変わることによって、一度提出した情報を活用して申請できる、**ワンスオンリー**を実現。

4 制度の詳細について (特定第一種水産動植物等関係)

【特定第一種水産動植物の指定】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ※(全長13cm以下のウナギ)の計3魚種を指定

(※シラスウナギについては、令和7年から適用)

【特定第一種水産動植物等(加工品)の指定】

特定第一種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※告示の内容

アワビ

- ・冷凍アワビ
- ・くん製アワビ
- ・塩蔵アワビ
- ・乾燥アワビ(水等で戻したものを含む。)
- ・煮アワビ
- ・蒸シアワビ
- ・調味したアワビ(加熱による調理をしてあるか否かを問わない。)
- ・非食用のアワビ加工品

ナマコ

- ・冷凍ナマコ
- ・くん製ナマコ
- ・塩蔵ナマコ
- ・乾燥ナマコ(水等で戻したものを含む。)
- ・調味したナマコ(加熱による調理をしてあるか否かを問わない。)
- ・非食用のナマコ加工品

※ 残さや副産物を使用したものは除く。

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物（アワビ、ナマコ）を採捕する場合の届出
（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ 漁獲番号等の情報伝達（販売先へ）
- ☑ 取引等記録の作成・保存（3年間）

I 漁業者及び漁協編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 採捕事業の対象の種類(アワビ、ナマコ)
- (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
- (5) 譲渡しの事業の対象の種類(アワビ、ナマコ)
- (6) 譲渡しを開始しようとする日

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
- (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。
※行政庁が、この届出よりも前に許可申請等で提出のあった書類により証明すべき事実を確認することができるときは、当該書類の省略も可能。

3 変更の届出の場合

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 届出した年月日及び届出先
- (3) 通知された届出番号
- (4) 変更した事項
- (5) 変更の年月日
- (6) 変更の理由

	届出する者		届出番号を取得する者	届出先	
漁業者個人が届出番号を取得する場合 ※1	漁業者が届出※2	漁業権 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事	
		知事許可 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事	
		大臣許可 漁業者	(届出者と同じ)	農林水産大臣	
	委任を受けた代理人(団体)が届出		漁業権 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事
			知事許可 漁業者	(届出者と同じ)	都道府県知事
			大臣許可 漁業者	(届出者と同じ)	農林水産大臣
漁協等が届出番号を取得する場合 ※3	漁協等組合員の採捕権限が 漁業権・知事許可		(届出者と同じ)	都道府県知事	
	漁協等組合員の採捕権限が 大臣許可		(届出者と同じ)	農林水産大臣	

※1 法人又は団体を含む。

※2 個人での届出番号取得を希望する者(もしくは法人又は団体)、漁協に所属しない者(もしくは法人又は団体)。

※3 販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能。

※ 2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣へ届出。

I 漁業者及び漁協編【届出】

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。届出後、行政庁の受理・確認後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

都道府県知事又は農林水産大臣の許可、免許等に基づき採捕を行う者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

I 漁業者及び漁協編【届出】

(事例) 漁協が届出番号を取得する場合について

広域での届出番号の取得

販売事業を行っている漁協や漁協の支所単位又は県一漁協単位で行政庁に届出を行い、届出番号を取得することが可能。

広域で届出番号を取得して漁獲番号を附番する事例 (県一漁協単位で届出番号を取得する場合)

共通の届出番号を使用することから、取引番号(下3桁)を活用し、地域の取引実態も踏まえ、漁獲物の取引ロットを識別できるように附番して下さい。

(例)

- 支所又は漁村単位ごと
- アワビ、ナマコの魚種ごと
(魚種は分けて下さい)
- 出荷単位ごと

【附番イメージ】

行政庁から届出番号1234567を通知を受けた漁協のA及びB支所で、2022年12月1日にアワビとナマコを取引する場合

<A支所>	支所番号	アワビ番号	ナマコ番号
1234567 221201 010	↓	↓	↓
1234567 221201 015			
<B支所>			
1234567 221201 020			
1234567 221201 025			

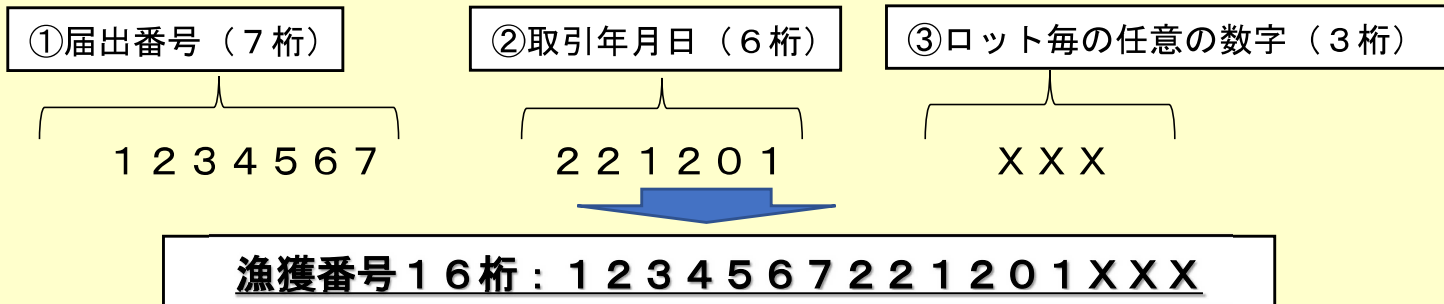
I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

1 漁獲番号

漁獲番号は、採捕者の届出に対して通知した番号を含む漁獲に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の採捕者を区別する番号（届出番号）
- (2) 特定第一種水産動植物等の販売する年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：届出番号1234567の届出採捕者が2022年12月1日にナマコを譲渡する場合】



2 情報の伝達事項

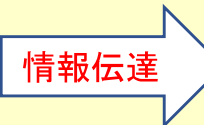
アワビ、ナマコを取引する際は、以下の伝達事項を買受人等へ伝達して下さい。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）
- (2) 漁獲番号
- (3) 届出採捕者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5) 譲渡した年月日

漁業者・漁協



一次買受人等



※消費者へ直接販売する場合は、情報の伝達は必要ありません。

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

3 情報の伝達方法

アワビ、ナマコを取引する際は、以下のいずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- (1) 電子情報処理組織（電子メール、販売システム、ペポルに対応したデジタルインボイス※等）の使用、磁気ディスク（CD等）での交付
- (2) 包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

※令和5年10月から開始されるインボイス制度における電磁的記録による提供。

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達に必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

①名称

②重量又は数量

③譲渡した年月日

④届出採捕者の氏名又は名称

⑤漁獲番号

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△水産	出荷者	〇〇〇漁協	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
漁獲番号: 1234567-_____-__				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

伝票に届出番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分は空白とする。
⇒伝票様式の変更等での対応例

届出番号

取引年月日

取引番号

漁獲番号：1234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、**取引年月日6桁を記載**
(西暦下2桁+年月日4桁)

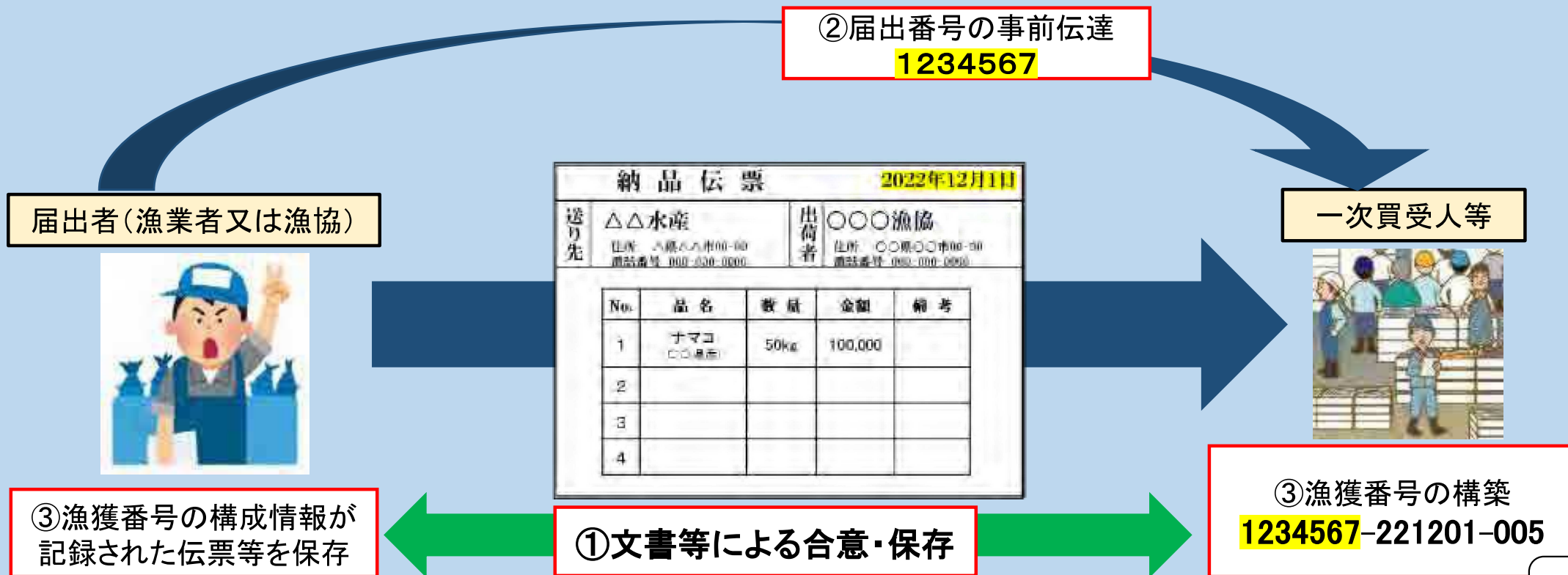
取引番号3桁は、**産地の取引実態等に合わせ**柔軟に設定。
※ナマコ、アワビは分けて下さい。
(例：アワビ XX0、ナマコ XX5)

I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

4-① 買受人等の協力を得た漁獲番号の伝達方法・保存方法について

採捕事業者と継続的な取引関係にある**買受人等の特定第一種水産動植物等取扱事業者の間**において**合意**がなされ、届出採捕者の**届出番号及び合意を行った者の氏名が記載された文書等を保存した場合**は、**実際の取引に際して漁獲番号を構成するその他の情報を伝達する**方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。

また、**漁獲番号の保存方法**の一類型として、上記の書面等を保存した上で、**漁獲番号の構成情報が記載された伝票等を保存する方法も可能**とします。

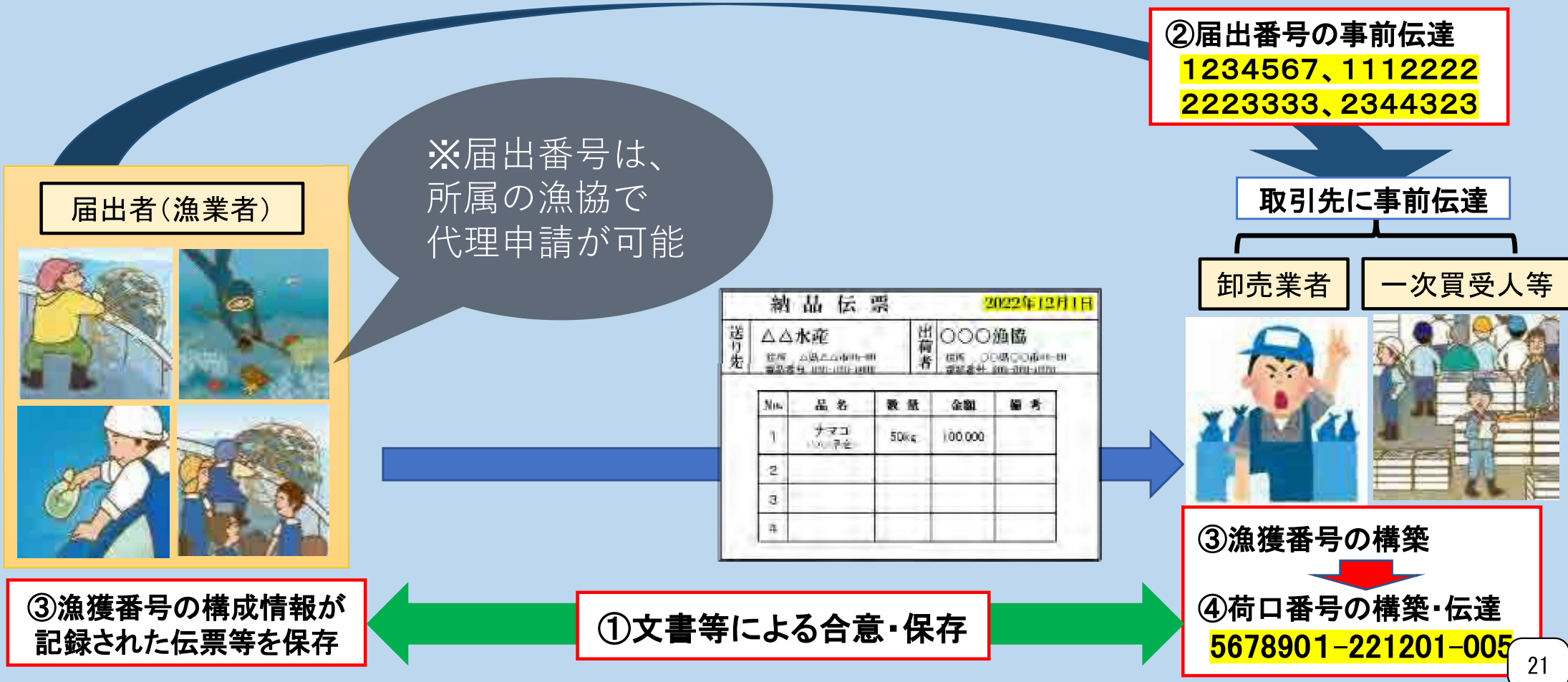


I 漁業者及び漁協編【漁獲番号等の情報伝達】

4-② 買受人等の協力を得た漁獲番号の伝達方法・保存方法について（員外の漁業者・民間の卸売業者を通す場合）

採捕事業者と継続的な取引関係にある買受人等の特定第一種水産動植物等取扱事業者の間において合意がなされ、届出採捕者の届出番号及び合意を行った者の氏名が記載された文書等を保存した場合は、実際の取引に際して漁獲番号を構成するその他の情報を伝達する方法も、漁獲番号の伝達方法の一つとします。

また、漁獲番号の保存方法の一類型として、上記の書面等を保存した上で、漁獲番号の構成情報が記載された伝票等を保存する方法も可能とします。



I 漁業者及び漁協編【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

産地市場買受人など**特定第一種水産動植物等取扱事業者※との間での譲渡し又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲渡し、廃棄等した年月日、
- (4) 譲渡し先の氏名又は名称、(5) 漁獲番号

※ 特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。

「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲渡し又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組み合わせでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たすこと**となります。

※ **消費者へ直接販売する場合は、取引記録の作成・保存は必要ありません。**

請求書を活用した取引記録の作成・保存例

請求書

2022年12月〇〇日

(有) △△水産 御中
住所 △△県△△市〇-〇
電話番号 000-000-0000

12月請求分：370,000円（税込み）

日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	1234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	1234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	1234567221215XXX

〇〇〇漁業協同組合
住所 〇〇県〇〇市〇-〇
電話番号 000-000-0000

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ（加工品含む））を販売、加工等する場合の届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ 漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達（販売等先へ）
- ☑ 取引等記録の作成・保存（3年間）

Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類(アワビ、ナマコ)

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、流通事業者等の取扱事業者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、「届出操作マニュアル」を参照ください(水産庁HPに掲載中)。

eMAFF

Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編 【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

1 荷口番号

荷口番号は、**水産物が流通過程で荷口の統合や小分けが起きることが多い**ことから、流通事業者等の負担に鑑み、**複数の漁獲番号に代えて伝達可能な番号**です。

具体的には、事業者の届出に対して附番した番号を含む取引に関する番号で、以下の数字をその順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

- (1) 通知された届出に係る7桁の事業者を区別する番号（事業者割振り番号）
- (2) 特定第一種水産動植物等を譲渡しをする年月日を表す6桁の番号
- (3) 譲渡しをする特定第一種水産動植物等のロットの別等を表す3桁の番号

【附番イメージ：事業者割振り番号5234567の事業者が2022年12月1日にナマコを譲渡する場合】

①事業者割振り番号（7桁）

5 2 3 4 5 6 7

②取引年月日（6桁）

2 2 1 2 0 1

③ロット毎の任意の数字（3桁）

X X X

荷口番号16桁：5234567221201XXX

2 情報の伝達事項

取扱事業者がアワビやナマコ（加工品含む）を譲渡し、引渡しをする際は、以下の伝達事項を取引先へ伝達して下さい。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）
- (2) 漁獲番号又は荷口番号
（輸入又は養殖物の場合は、その旨を伝達）
- (3) 譲渡し又は引渡しをした取扱事業者の氏名又は名称
- (4) 重量又は数量
- (5) 譲渡し、引渡しをした年月日

※消費者へ直接販売する場合は、情報の伝達は必要ありません。

一次買受人
卸売業者、仲卸業者
加工業者



情報伝達

輸出事業者
小売業者、飲食店等



Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編 【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

3 情報の伝達方法

アワビ、ナマコを譲渡し、引渡しする際は、以下のいずれかの方法で情報を伝達する必要があります。

- (1) 電子情報処理組織（電子メール、販売システム、ペポルに対応したデジタルインボイス※等）の使用、磁気ディスク（CD等）での交付
- (2) 包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものに表示

※令和5年10月から開始されるインボイス制度における電磁的記録による提供。

実際の取引において取り交わされる伝票類においても、**伝達が必要な事項が記載されていれば、情報伝達義務を果たす**こととなります。

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△商事	出荷者	〇〇〇水産	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
荷口番号: 5234567 221201 XXX				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

①名称

②重量又は数量

③譲渡し、引渡しした年月日

④取扱事業者の氏名又は名称

⑤漁獲番号又は荷口番号
(輸入又は養殖物の場合は、その旨を記載)

Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編 【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

納品伝票を活用した伝達例

納品伝票		2022年12月1日		
送り先	△△商事	出荷者	〇〇〇水産	
	住所 △県△△市00-00 電話番号 000-000-0000		住所 〇〇県〇〇市00-00 電話番号 000-000-0000	
荷口番号: 5234567 - -				
No.	品名	数量	金額	備考
1	ナマコ (〇〇県産)	50kg	100,000	
2				
3				
4				

伝票に事業者割り振り番号を予め表示し、取引年月日（6桁）と取引番号（3桁）部分は空白とする。
⇒伝票様式の変更等での対応例

事業者割り振り番号

取引年月日

取引番号

荷口番号：5234567 - 221201 - XXX

伝票を渡す際に、**取引年月日6桁を記載**
(西暦下2桁+年月日4桁)

取引番号3桁は、**取引実態等に合わせ**
柔軟に設定。
※ナマコ、アワビは分けて下さい。
(例：アワビ XX0、ナマコ XX5)

Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編 【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

流通事業者など**特定第一種水産動植物等取扱事業者※1**との間での譲受け、譲渡し等又は廃棄等したときは、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け、譲渡し等又は廃棄等した年月日、
- (4) 譲受け、譲渡し等先の氏名又は名称、
- (5) 漁獲番号又は荷口番号※2（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

※1 特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。

「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

※2 流通事業者など**第一種水産動植物等取扱事業者が漁獲番号に代えて荷口番号を伝達する場合は**、当該荷口番号に対応する**漁獲番号を記録・保存する必要**があります。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

※3 記録の作成に当たっては、**特定第一種水産動植物等の譲受けと、譲渡しとの相互関係が明らかになるよう**努めて下さい。

Ⅱ 加工事業者、流通事業者（産地市場一次買受人、卸売業、仲卸業等）編 【取引等記録の作成・保存】

3 記録の保存期間

譲渡し等又は廃棄等した日から3年間の保存が必要です。

※漁獲番号に代えて荷口番号を伝達した場合は、伝達した日から3年間、当該荷口番号に対応する漁獲番号の保存が必要です。

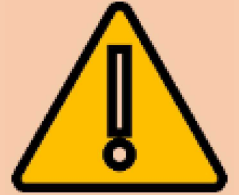
実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）においても、記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）されていれば、それを保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たすこととなります。

※消費者へ直接販売する場合は、取引記録の作成・保存は必要ありません。

取引記録の作成・保存例
請求書を活用した

請求書				
				2022年12月〇〇日
(株) △△商事 御中				
住所 △△県△△市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				
12月請求分：370,000円（税込み）				
日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	50kg	100,000	5234567221201XXX
12/7	ナマコ	30kg	60,000	5234567221207XXX
12/15	ナマコ	70kg	210,000	5234567221215XXX
(有) 〇〇〇水産				
住所 〇〇県〇〇市〇-〇				
電話番号 000-000-0000				

対応していただくこと（法律で規定していること）



- ☑ 特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ（加工品含む））を輸出する場合の
届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ **適法漁獲等証明書**の交付の申請（農林水産大臣へ）、証明書の
添付（輸出時）
- ☑ **取引等記録**の**作成・保存**（3年間）

Ⅲ 輸出事業者編【届出】

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
- (3) 取り扱う種類(アワビ、ナマコ)

2 添付書類

- (1) 住民票の写し等(個人)又は定款及び登記事項証明書(法人)
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

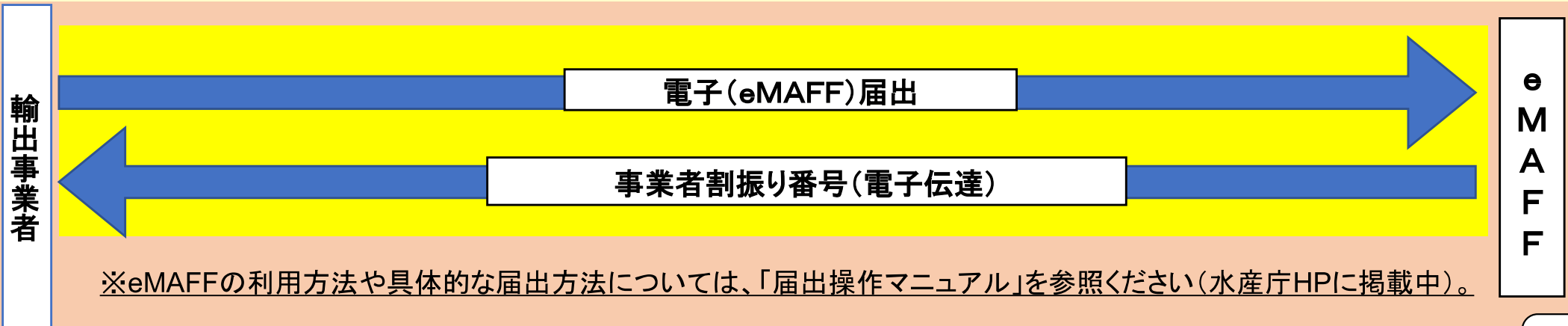
3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 (事務所等が一の都道府県の区域内にのみある事業者)	都道府県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	農林水産大臣

4 届出方法

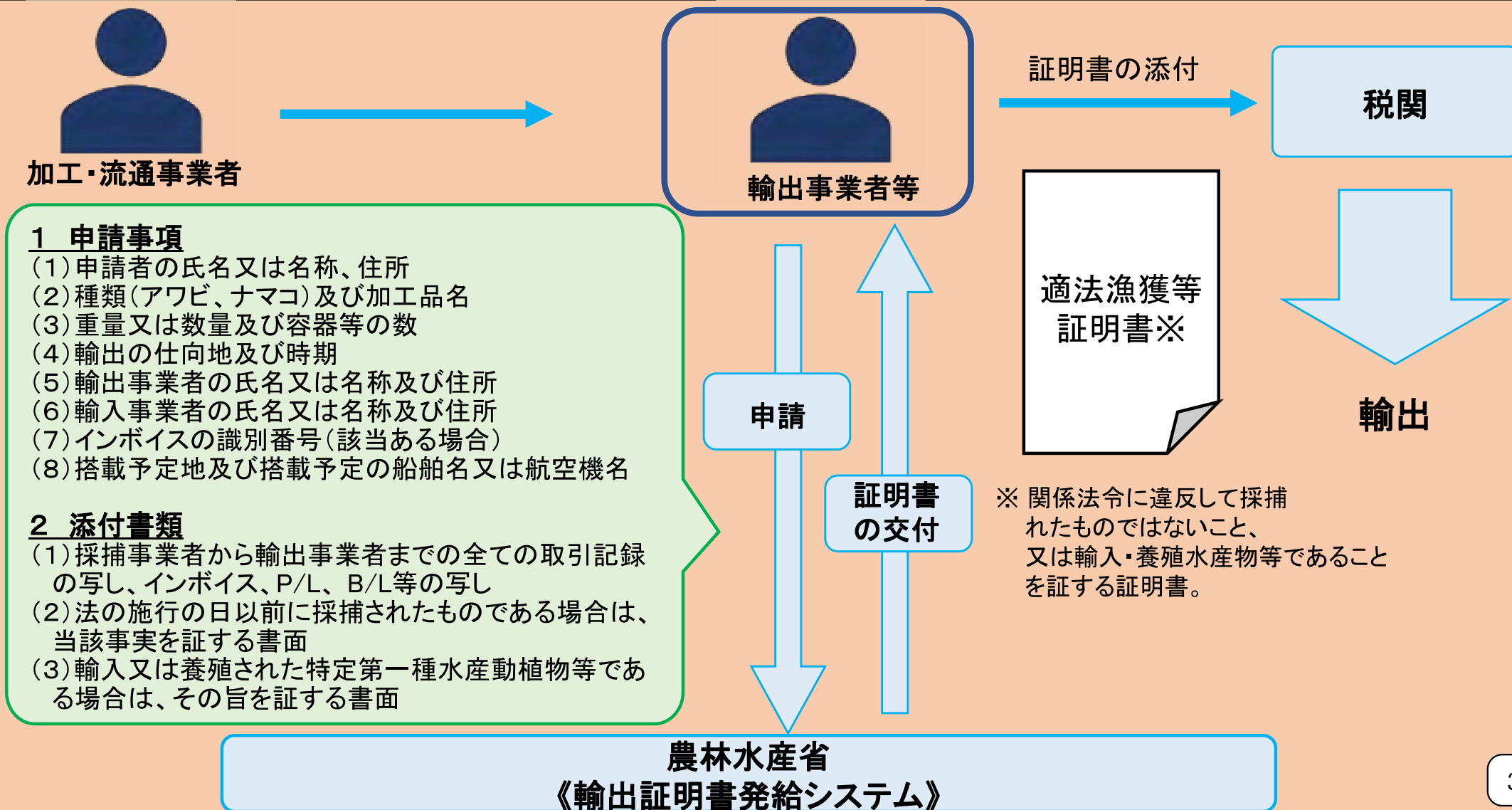
原則、電子申請(eMAFF)で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※ eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。



輸出事業者編【適法漁獲等証明書[※]の交付の申請、証明書の添付

- **特定第一種水産動植物等を輸出する場合には、輸出ごとに適法漁獲等証明書の添付が必要です。**
- **適法漁獲等証明書の申請は、輸出証明書発給システムで電子的に行います。申請にあたっては、採捕事業者から輸出事業者までの当該特定第一種水産動植物等に関する全ての流通に係る取引記録の写し等の提出等が必要となります。**



Ⅲ 輸出事業者編

【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

加工事業者など**特定第一種水産動植物等取扱事業者との間での譲受け又は廃棄等したとき**は、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け等又は廃棄等した年月日、(4) 譲受け等元の氏名又は名称、(5) 漁獲番号又は荷口番号（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

※特定第一種水産動植物等取扱事業者に準ずる者として「倉庫業者」等を指定する予定です。

「倉庫業者」にアワビ、ナマコの保管を依頼する場合は、倉庫へ送る際の記録及び倉庫から戻す際の記録の作成・保存が必要となります。

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理
- (4) 返品等により取引記録に変更があった場合は、遅延なく、その内容に応じて適正に記録を変更

3 記録の保存期間

譲受け又は廃棄等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

請求書を活用した取引記録の作成・保存例

請求書					2022年12月〇〇日
(株) △△商事 御中					
住所 △△県△△市〇-〇					
電話番号 000-000-0000					
12月請求分：370,000円（税込）					
日付	品名	数量	金額	番号	
12/1	ナマコ	50kg	100,000	5234567221201XXX	
12/7	ナマコ	30kg	60,000	5234567221207XXX	
12/15	ナマコ	70kg	210,000	5234567221215XXX	
(有) ○○○水産					
住所 ○○県○○市〇-〇					
電話番号 000-000-0000					

対応していただくこと（法律で規定していること）

1. 専ら消費者に対し販売、提供する場合

届出は不要



- ☑ 取引等記録（仕入に係るもの）の作成・保存（3年間）

2. 小売事業者等が業務販売を行う場合

- ☑ 特定第一種水産動植物等（アワビ、ナマコ（加工品含む））を販売する場合の届出（農林水産大臣又は都道府県知事へ）
- ☑ 漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達（販売先へ）
- ☑ 取引等記録の作成・保存（3年間）

※ II 加工事業者、流通事業者編をご確認ください。

IV 小売事業者、飲食店、宿泊事業者等編 消費者に対し、販売、提供する場合 【漁獲番号又は荷口番号等の情報伝達】

1 情報の伝達事項

- 消費者へ直接販売する場合は、情報の伝達は必要ありません。



※ 消費者を含む不特定多数の者に対し販売するスーパーマーケット等で、飲食店等が消費者と同様の条件・立場で特定第一種水産動植物等を購入する場合は、消費者と飲食店等を外形上判別することは困難であることから、当該飲食店等を消費者と見なし、小売事業者は、飲食店等に対する情報伝達は不要です。

- 小売事業者等の取扱事業者がアワビやナマコ（加工品含む）を他の取扱事業者に譲渡しや引渡しをする際は、必要な伝達事項を取引先へ伝達して下さい。

※ 詳細は、II 加工事業者、流通事業者編をご確認ください。



IV 小売事業者、飲食店、宿泊事業者等 編

消費者に対し、販売、提供する場合

【取引等記録の作成・保存】

1 記録する事項

特定第一種水産動植物等取扱事業者から譲受け等したときは、以下の事項を**記録する必要**があります。

- (1) 名称（アワビ、ナマコ）、(2) 重量又は数量、(3) 譲受け等した年月日、
- (4) 譲受け元の氏名又は名称、(5) 漁獲番号又は荷口番号（輸入又は養殖物の場合は、その旨を記録）

2 取引等記録の作成方法

- (1) 書面又は電磁的記録
- (2) 事務所等ごと
- (3) 種類（アワビ、ナマコ）ごとに、取引期間等に応じて、分類又は整理

3 記録の保存期間

譲受け等した日から**3年間の保存が必要**です。

実際の取引において取り交わされ、税法上一定期間の保存の義務が課されている**伝票類（請求書やペポルに対応したデジタルインボイス等）**においても、**記録すべき事項が全て記載（複数の伝票類の組合せでも可）**されていれば、それを**保存しておくことで、取引等の記録の作成・保存義務を果たす**こととなります。

請求書
2022年12月〇〇日

貴客様 △△ 御中
住所 △△県△△市〇〇
電話番号 000-000-0000


12月請求分：370,000円（税込み）

日付	品名	数量	金額	番号
12/1	ナマコ	2kg	8,000	5234567221201XXX
12/7	ナマコ	3kg	7,500	5234567221207XXX

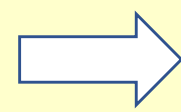
(有)〇〇〇水産
住所 〇〇県〇〇市〇〇
電話番号 000-000-0000

取引記録の作成・保存例

小売事業者、飲食店
宿泊事業者等



譲受け(購入)記録の
作成・保存は必要
譲渡し(販売)記録の
作成・保存は不要



消費者



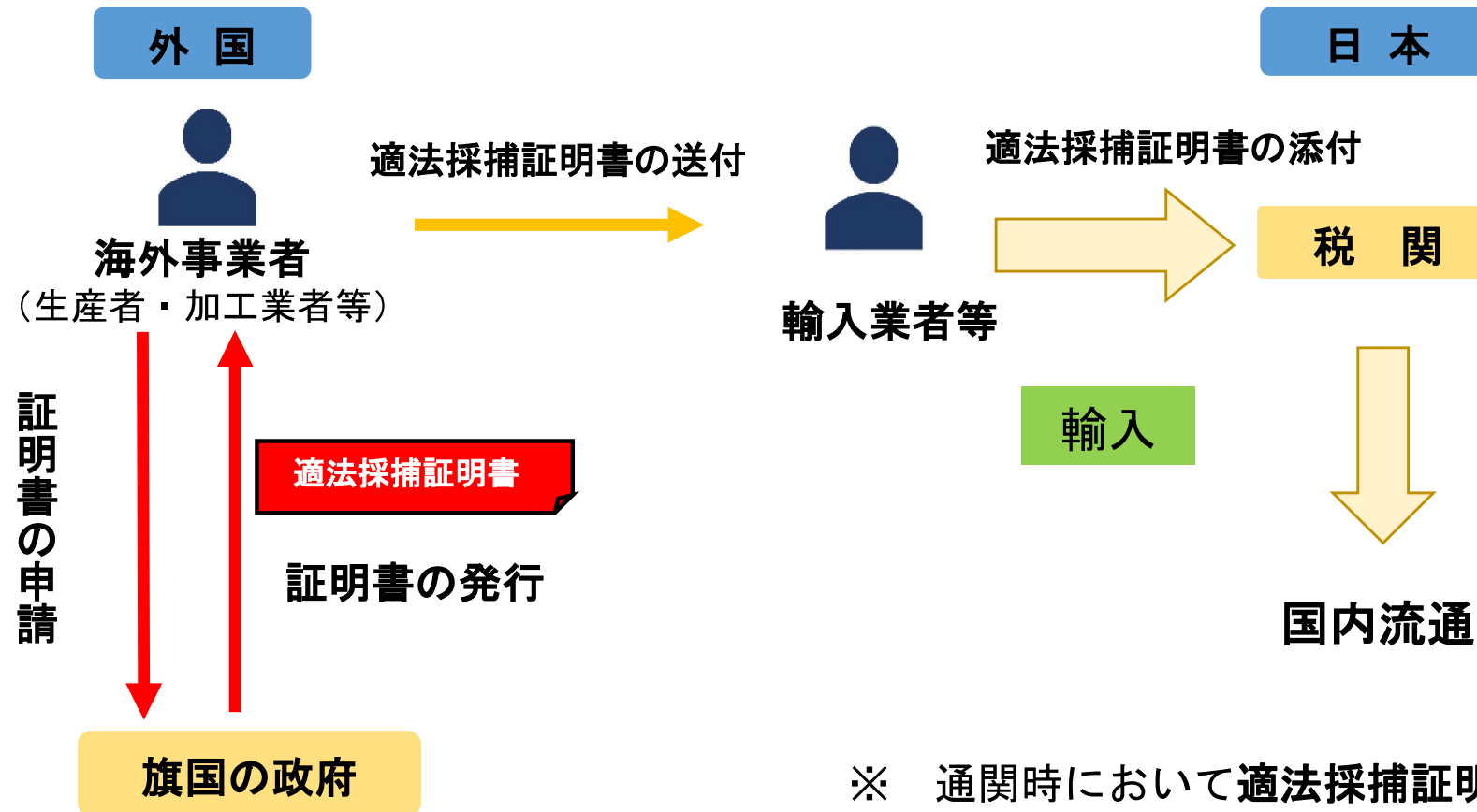
※消費者へ販売、提供する場合は、譲受け(購入)時の取引記録の作成・保存が必要です。

5 制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)

制度の概要(特定第二種水産動植物等関係)

○ 外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物(イカ、サンマ、サバ、マイワシ))について、輸入時に旗国の政府機関発行の適法採捕証明書等の添付を義務付ける。なお、旗国以外の第三国で加工され輸入される場合は、輸入時に、第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付も義務付ける。

特定第二種水産動植物等に係る制度スキーム



特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

○ 下表の統計品目番号に含まれるもののうち対象魚種を含むものを対象とする(ただし肝臓、卵、舌、頬、頭部及び鱭を主たる原材料とするものは除く。)

【特定第二種水産動植物の指定】

イカ、サンマ、サバ、マイワシの計4魚種を指定

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

特定第二種水産動植物を主な原材料として製造し、又は加工したもの。

※ 下表のうち赤囲いの品目が告示の内容。

※ 下表のうち赤囲いの対象品目(イカ、サンマ、サバ、マイワシ)は加工申告書等が必要。

統計品目番号	品目	対象品目
0301 99 210	IQ魚(ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ)(養殖用稚魚除く)(活)	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ(サルディノプス属)(生鮮・冷蔵)	マイワシ
0302 44 000	サバ(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ(デカプテルス属)(生鮮・冷蔵)	サンマ
0302 89 190	その他のIQ魚(ニシン、サバ、ウルメイワシ)(生鮮・冷蔵)	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ(サルディノプス属)(冷凍)	マイワシ
0303 54 000	サバ(冷凍)	サバ
0303 59 120	サンマ(冷凍)	サンマ
0303 89 129	その他のIQ魚(サバ、ウルメイワシ)(冷凍)	サバ
0303 99 912	サバのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、イワシ、アジ、サンマのくず肉(内臓除く)(冷凍)	サンマ、マイワシ



特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物等(加工品)

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】

統計品目番号	品目	対象品目
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(生鮮・冷蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(魚肉)(冷凍)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(フィレ)(塩蔵・乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	IQ魚(ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ)(乾燥)	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ(コッド除く)、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(乾燥)	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉(塩蔵)	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 42 090	その他のイカ(活・生鮮・冷蔵)	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ(冷凍)	イカ
0307 43 020	アカイカ(冷凍)	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ(冷凍)	イカ
0307 43 090	その他のイカ(冷凍)	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 290	その他のイカ(塩蔵・乾燥)	イカ
0307 49 500	その他のイカ(くん製)	イカ

【特定第二種水産動植物等(加工品)の指定】



統計品目番号	品目	対象品目
1604 13 010	イワシ調製品(気密)	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品(気密除く)	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品(くん製)	イカ
1605 54 911	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 919	イカ調製品(気密)(くん製除く)(米含まず)	イカ
1605 54 991	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含む)	イカ
1605 54 999	イカ調製品(気密除く)(くん製除く)(米含まず)	イカ

適法採捕証明書の内容

適法採捕証明書に記載が必要な事項

- 1 認証当局：
 - ①文書番号、②認証当局の名称、③担当官名、④認証当局の住所、⑤電話/FAX番号
- 2 漁船の情報：
 - ①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（④、⑤、⑥については発行されている（該当する）場合）
- 3 製品情報：
 - ①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、④船上加工の種類（該当する場合）、⑤漁獲水域/漁獲年月日、⑥推定生体重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）
- 4 資源管理措置情報
- 5 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）の氏名/署名/押印
- 6 洋上転載の申告（該当する場合）：
 - ①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、⑤転載を受けた船舶の船長の氏名、⑥署名、⑦船舶名、⑧コールサイン、⑨IMO/Lloyd's番号（⑧、⑨については発行されている（該当する）場合）
- 7 港湾区域内転載の許可（該当する場合）：
 - ①担当官名、②当局名、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、⑦水揚げ年月日、⑧押印
- 8 輸出者：
 - ①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 9 旗国の認証：
 - ①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 10 輸送の詳細：
 - ①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 11 輸入者の申告：
 - ①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 12 輸入管理当局

適法採捕証明書の内容(小型漁船向け簡易書式)

次の4基準のいずれかに該当する小規模漁船の漁獲物で、旗国の港に水揚げされ単一の積送品として輸出される場合は、簡易書式を用いることができる。なお、適法採捕証明書の簡易書式も旗国当局が認証を行う。

- ① 曳網漁具を搭載していない全長12メートル未満の漁船
- ② 曳網漁具を搭載している全長8メートル未満の漁船
- ③ 甲板上に構造物がない漁船
- ④ 国際総トン数20トン未満の漁船

適法採捕証明書（小型漁船向け簡易書式）に記載が必要な事項

- 1 認証当局：
①文書番号、②認証当局（担当官名、認証当局名、住所、電話番号、FAX番号）
- 2 製品情報：
①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、④検証水揚げ重量（該当する場合）
- 3 資源管理措置情報
- 4 漁獲物を提供した漁船のリストと漁船別の数量（漁船名、登録番号等を添付）
- 5 輸出者：
①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 6 旗国の認証：
①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 7 輸送の詳細：
①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、
⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、
⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 8 輸入者の申告：
①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 9 輸入管理当局

6 制度の詳細

(特定第二種水産動植物等:輸入経路別)

輸入経路の主なパターン

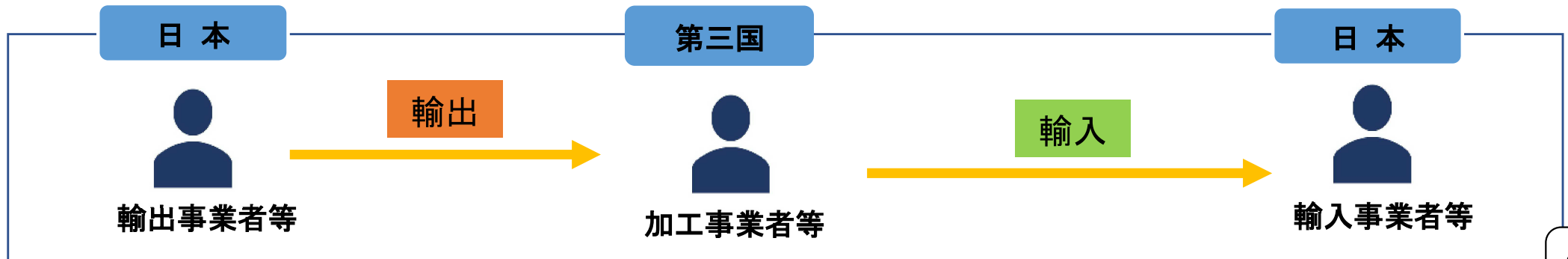
パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合



パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合



パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合





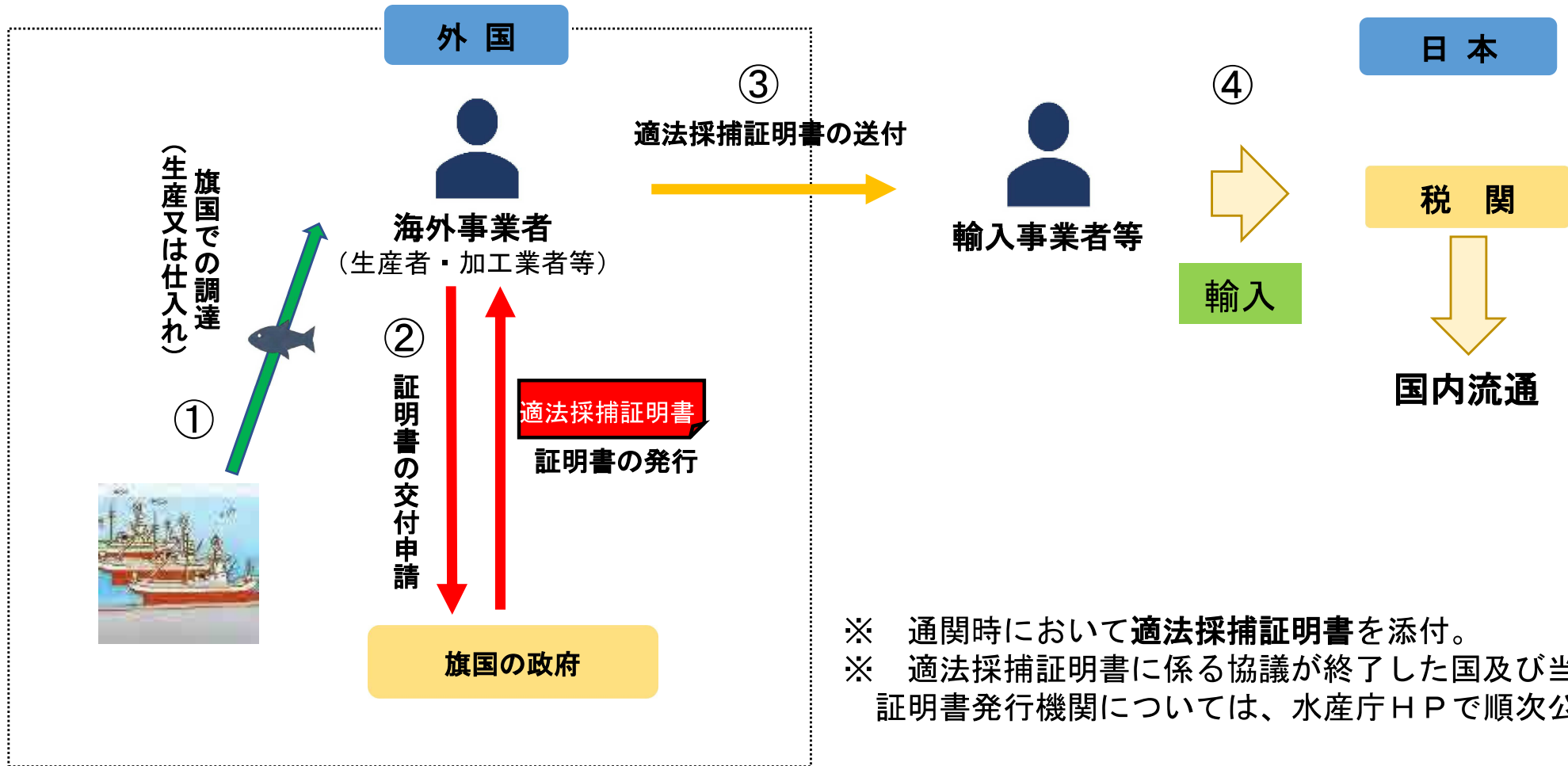
輸入事業者に対応していただくこと

- ☑ **適法採捕証明書**※の**添付**（輸入通関時）

※ 外国政府（旗国政府）が発行したもの

パターン① 旗国から直接日本に輸入する場合【流れ】

旗国から直接日本に特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関が発行した適法採捕証明書の添付が必要。



- ※ 通関時において適法採捕証明書を添付。
- ※ 適法採捕証明書に係る協議が終了した国及び当該国の証明書発行機関については、水産庁HPで順次公開予定。

輸入事業者に対応していただくこと



☑ **適法採捕証明書**※の**添付**（輸入通関時）

※ 外国政府（旗国政府）が発行認証したもの

【①第三国で加工された後、日本に輸入される場合】

☑ **加工申告書等**※の**添付**（輸入通関時）

※ 第三国政府（加工地の政府）等が発行した証明書

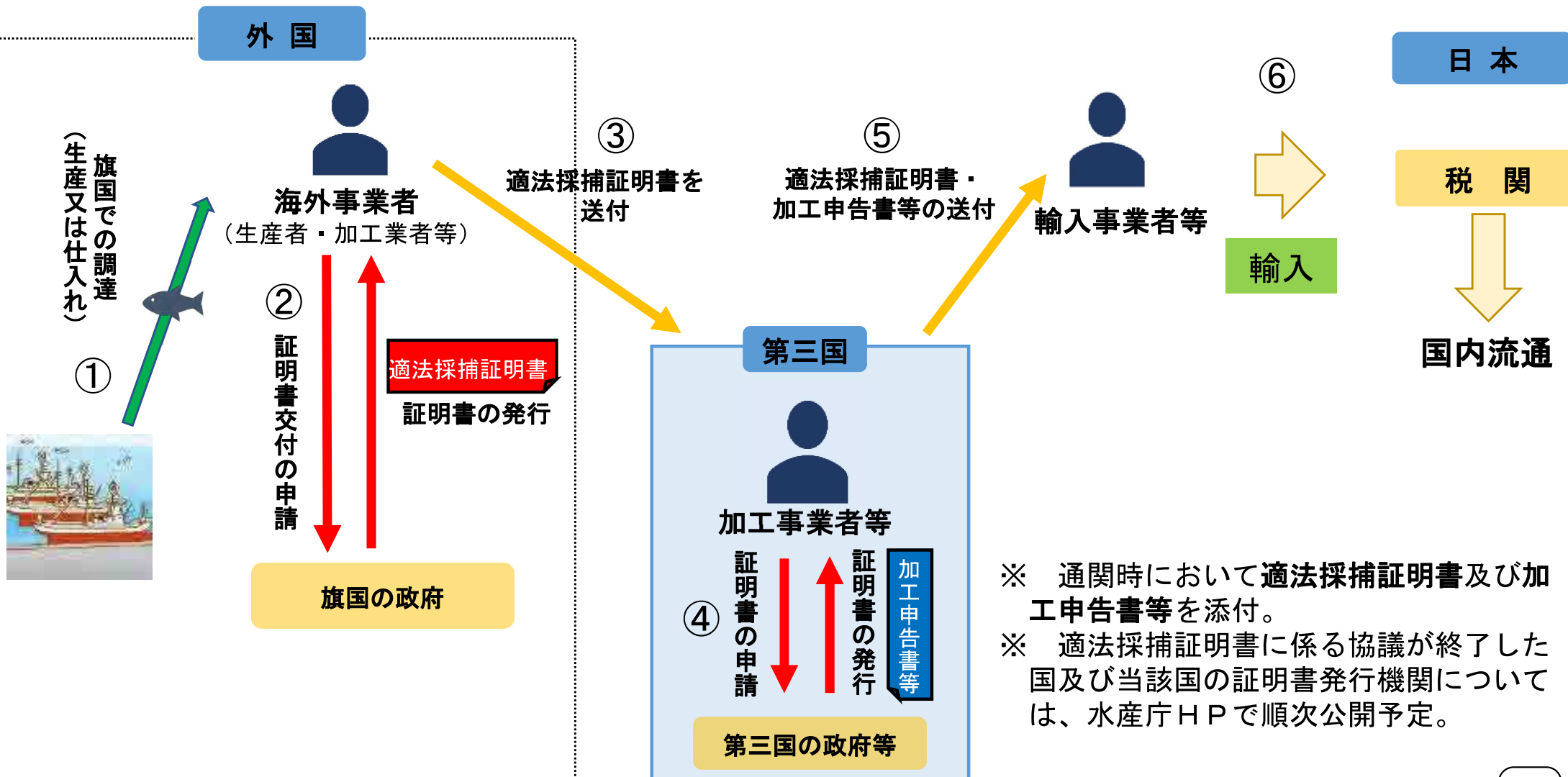
【②第三国で加工されず、日本に輸入される場合】

☑ 「旗国から第三国までの一連の輸送経路を記載した書類」、又は、「第三国政府等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろしと積替え年月日、船名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管状態を記載した書類」※の添付（輸入通関時）

※ 第三国政府（経由地の政府）等が証するもの

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合 【流れ】

旗国以外の第三国を経由して特定第二種水産動植物等を輸入する際には、旗国の政府機関が発行した適法採捕証明書及び第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



※ 通関時において適法採捕証明書及び加工申告書等を添付。
 ※ 適法採捕証明書に係る協議が終了した国及び当該国の証明書発行機関については、水産庁HPで順次公開予定。

パターン② 旗国以外の第三国経由で日本に輸入する場合【加工申告書等の内容】

1 第三国で加工された後、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP41参照)

+

加工申告書等

1. 適法採捕証明書番号、漁船名および旗国、認証日、漁獲物の説明、総水揚げ重量 (kg)、加工に使用された水産物 (原材料漁獲物) の数量 (kg)、加工後の水産製品 (kg)
2. 加工工場の名称、住所
3. 輸出者名、住所 (加工工場と異なる場合)
4. 加工工場の責任者、署名、年月日、場所
5. 承認当局、担当官氏名、署名、年月日、場所

2 第三国で加工されず、日本に輸入される場合

適法採捕証明書(※記載内容はP41参照)

+

○ 旗国から第三国までの一連の輸送経路を記載した書類

または

○ 第三国の政府機関等が発行する当該水産製品の詳細、荷おろし及び積替えの年月日、船舶名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管の状態を記載した書類

輸（出）入事業者に対応していただくこと



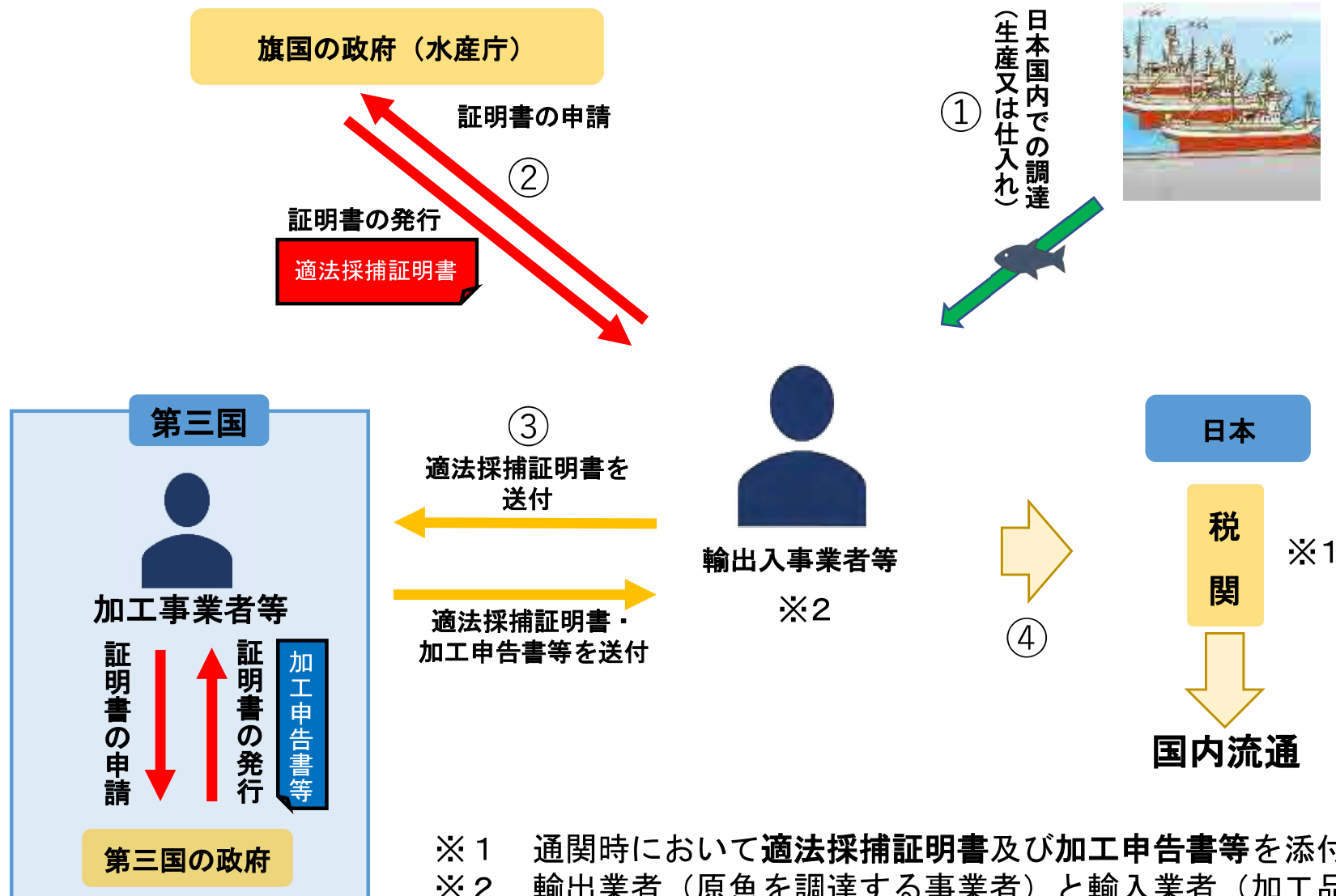
- ✓ 国産の特定第二種水産動植物等を海外に輸出した後、輸入する場合
（海外での委託加工等）

適法採捕証明書の交付の申請（水産庁）

- ✓ **適法採捕証明書**の**添付**（輸入通関時）
- ✓ **加工申告書等**の**添付**（輸入通関時）

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【流れ】

国産原魚を海外で加工して日本に輸入する場合には、旗国の政府機関(水産庁)が発行する適法採捕証明書及び第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



※1 通関時において**適法採捕証明書**及び**加工申告書等**を添付。

※2 輸出業者(原魚を調達する事業者)と輸入業者(加工品の輸入業者)が別の場合もあり。

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【適法採捕証明書の申請】

●適法採捕証明書

- 1 認証当局：
①文書番号、②認証当局の名称、③担当官名、④認証当局の住所、⑤電話/FAX番号
- 2 漁船の情報：
①漁船名、②船籍の母港/登録番号、③漁業免許番号/免許対象漁業種別、
④コールサイン、⑤IMO/Lloyd's番号、
⑥インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス
- 3 製品情報：
①製品の説明（冷凍又は冷蔵の別）、②魚種、③製品のHSコード、
④船上加工の種類（該当する場合）、⑤漁獲水域/漁獲年月日、
⑥推定生体重量又は⑦推定水揚げ重量、⑧検証水揚げ重量（該当する場合）
- 4 資源管理措置情報
- 5 漁船の船長：船長（一定の場合には、適法採捕証明書の記載事項について真正性を確認出来る者）の氏名/署名/押印
- 6 洋上転載（該当する場合）：
①船長の氏名、②署名/年月日、③転載日/水域/場所、④推定重量、
⑤転載を受けた漁船の船長の氏名、⑥署名、⑦漁船名、⑧コールサイン、
⑨IMO/Lloyd's番号
- 7 港湾区域内転載の許可（該当する場合）：
①担当官名、②認証当局名、③署名、④住所、⑤電話番号、⑥水揚げ港、
⑦水揚げ年月日、⑧押印
- 8 輸出者：
①輸出者名/住所、②署名、③年月日、④押印
- 9 旗国の認証：
①担当官名/役職、②署名、③年月日、④押印
- 10 輸送の詳細：
①輸出国、②港湾/空港/その他の出発点、③船名及び船籍、④航空便/航空貨物運送状番号、
⑤運送トラックの登録国及び車体登録番号、⑥鉄道貨物運送状番号、⑦その他の運送書類、
⑧コンテナ番号、⑨輸出者の氏名、⑩輸出者の住所、⑪輸出者の署名
- 11 輸入者の申告：
①輸入者名/住所、②署名、③年月日、④押印、⑤製品のHSコード、
⑥第三国を経由した輸入に係る書類
- 12 輸入管理当局

●申請書類

輸入事業者が水産庁に対して適法採捕証明書を申請する際に必要となる書類は、適法採捕証明書の他、

(1) 売買関係書類（伝票等）の写し

← 2①, 3①②⑤⑥⑦の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が作成した必要な情報についての証明書でも可とする。）

(2) 漁業許可証等の写し

← 2②③の裏付け資料

（一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が漁船が所属する団体から入手した情報に基づき作成した証明書でも可とする。）

パターン③ 国産原魚を海外で加工し日本に輸入する場合【適法採捕証明書の申請】

輸入事業者等が適法採捕証明書を準備するにあたって、漁業者（生産者）は、以下の協力をお願いします。

☑ 漁業許可証等の写しの提供

☑ 漁船に関する情報を提供

（漁船情報：コールサイン、IMO/Lloyd's番号、インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（いずれも該当する場合のみ））

※ **一定の要件を満たす場合（ロットが複数の漁船、複数の水揚げ日から構成される場合等）は、上記の書類及び情報を漁業者の所属団体から産地市場に対して、提供することも可とします。**

輸入事業者等が適法採捕証明書を準備するにあたって求めがあった場合には、加工・流通事業者（産地市場も含む）は、以下の協力をお願いします。

☑ **売買関係書類（伝票等）の写しの提供**※1

（漁船名、製品の説明（生鮮又は冷凍の別）、魚種、漁獲水域、漁獲年月日、数量（水揚げ量又は販売量）の記載のあるもの）

※1 一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が作成した必要な情報についての証明書でも可とします。

☑ **漁業許可証等の写しの提供**※2

※2 一定の要件を満たす場合には、例外的に、産地市場が漁船が所属する団体から入手した情報に基づき作成した証明書でも可とします。

☑ **漁船に関する情報の提供**

（漁業者（生産者）から提供のあった漁船情報（コールサイン、IMO/Lloyd's番号、インマルサット番号/FAX番号/電話番号/メールアドレス（いずれも該当する場合のみ））

7 電子化等に向けた取組

<対策のポイント>

水産資源の評価の高度化のため、産地市場・漁協等の生産現場において、事務的負担を軽減しつつ漁獲情報等の電子的な収集・報告を可能とする取組を支援します。また、水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等を支援します。

<事業目標>

- 主要な漁協・市場からの漁獲情報を電子的に収集する体制を整備（400箇所以上〔令和5年度まで〕）
- 特定第一種水産動植物の密漁件数を半減

<事業の内容>

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

1,108百万円

改正漁業法の施行による漁獲報告の義務化に伴い、生産現場の事務負担の軽減を図りながら、収集・蓄積したデータを資源評価等に利用可能とするため、漁獲情報等を電子的に送信するために必要な産地市場・漁協等の生産現場の取組を支援します。

2. 水産流通適正化制度における電子化推進対策

192百万円

産地市場以降の関係者等が、漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存等を電子的に行えるよう、伝達機能を拡張した漁獲番号等伝達システムの導入実証等を行います。また、水産流通適正化制度を適切に運用することができるよう県域での電子化に向けた取組等に対し支援します。

<事業イメージ>

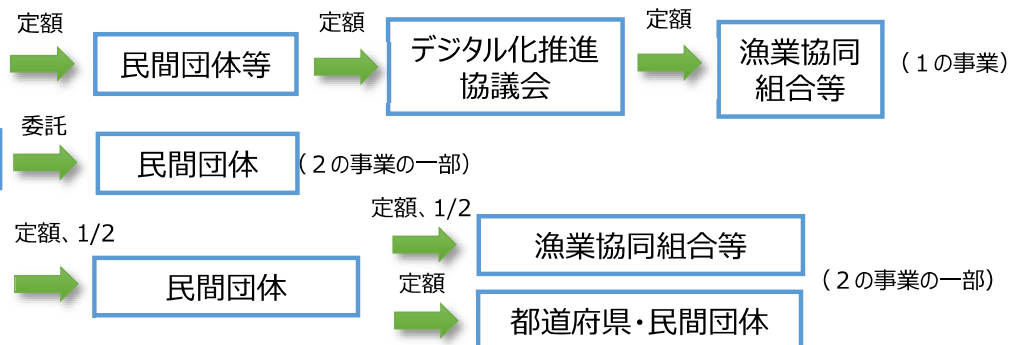
1. 【電子情報収集体制の整備】



2. 【水産流通適正化制度に係る電子化】



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
(2の事業) 加工流通課 (03-6744-0581)

水産流通適正化法に係る手続きの電子化に向けた取組

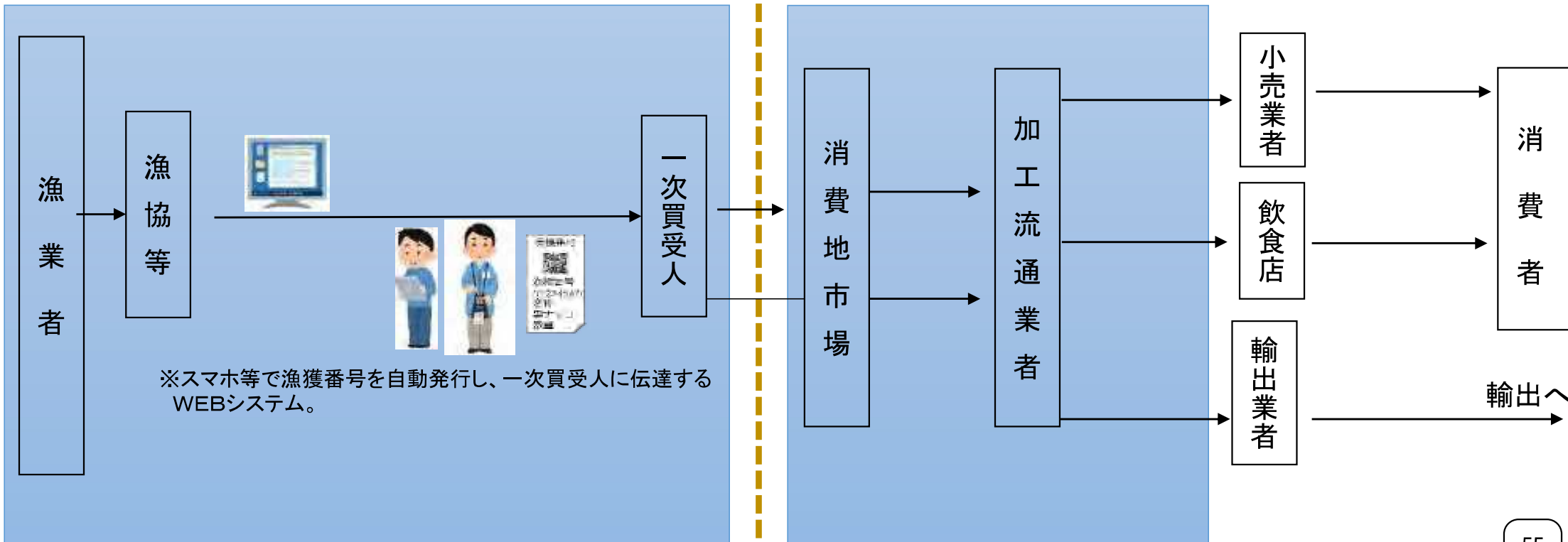
水産流通適正化制度の円滑な実施に向け、特定第一種水産動植物等取扱事業者が、**漁獲番号等の伝達や取引記録の作成・保存等を電子的に行える**よう、国が**漁獲番号等伝達システムを開発中**。希望する採捕事業者(漁協等)や取扱事業者(加工・流通事業者等)は、本システムの活用が可能です。

水産流通適正化法に基づく漁獲番号等の伝達に係るシステムのイメージ

漁獲番号等伝達システム (水産庁で開発中)

【令和3年度の開発内容】

【令和4年度の開発内容(予定)】



周知・普及啓発等に関する支援策について

- 水産流通適正化法の対象魚種となる特定の水産動植物の流通にあたっては、漁獲番号の伝達、記録の保存等が必要となるが、**制度の円滑な施行に向け、各地域において制度の理解を深め、実行的かつ適正な取組をできるようにすることが必要。**
- 当該制度は漁業者のみならず、加工業者・流通業者・販売業者等、多くの事業者の協力が必要であることから、関係者の間で認識を共有し、協力して取り組む体制を構築する必要。
- そのため、都道府県単位で、都道府県、漁業協同組合、漁業者、加工・流通業者等を構成員とした協議会を組織していただき、国はその運営に対して支援を行うこととする。

協議会を構成



協議会の業務

- 水産流通適正化制度の対象となる事業者等に対する説明会等を通じた周知・普及啓発
- 関係事業者の取組に対する各種支援・助言等

協力・支援

協議会で想定される検討事項

- 集荷から競り、出荷までの手続きの確認とルールの整備
- 漁獲番号等の付与・伝達等の履行方法の確認
- システムの導入 等



8 参考

罰則について

特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るため、下記の罰則を措置。

条項	違反内容	懲役刑	罰金刑
【特定第二種水産動植物の輸入規制に係る罰則】			
第15条	特定第二種水産動植物等について、適法に採捕されたことを証する外国の政府機関発行の証明書等の添付をせず、輸入した場合	1年以下	100万円以下
【特定第一種水産動植物の国内流通規制に係る罰則】			
第16条第1項第1号	特定第一種水産動植物の採捕の事業を行う者が、届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡しを行い、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第2号	情報伝達及び取引記録の作成・保存の規定を遵守していないと認められ、必要な措置を講ずるべき旨の勧告を受けた届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、その勧告に係る措置をとるべきことの命令に違反した場合	—	50万円以下
第16条第1項第3号	特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	—	50万円以下
第16条第1項第4号	特定第一種水産動植物等取扱事業者が、適法漁獲等証明書を添付せずに輸出した場合	—	50万円以下
第16条第1項第5号	特定第一種水産動植物等取扱事業者等若しくは特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者等に対する立入検査等において、必要な報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告、物件を提出し、又は立入検査の拒否、妨害、忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合	—	50万円以下
第17条	届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が変更の届出をせず、又は虚偽の変更届出をした場合	—	30万円以下
第18条	法人の代表者等が法人の業務に関して、第15条から第17条に掲げる違反行為をした場合、当該違反行為を行った者を罰するほか、その所属する法人に対しても罰金刑を科す		